公衆喫煙所設置等助成制度　喫煙者と非喫煙者が共存できる立川駅周辺等の特定地区における分煙環境の確保を目的として、公衆喫煙所を民間事業者が整備する場合にその設置及び維持管理に係る費用を助成する制度。設置経費の上限額は、屋内型と屋外閉鎖型は１か所につき1,000万円、屋外開放型は１か所につき400万円となる。維持管理経費の上限額は、床面積に応じて変わり、最大で１年あたり240万円となる。

公共施設における分煙のあり方
計画的かつ適切な環境整備を



髙畠　奈美（自民党安進会・維新の会）

問　令和８年４月から公衆喫煙所設置等助成制度が設けられましたが、現時点で応募がないことは、本当に残念です。路上喫煙防止エリアやスポーツ施設でも喫煙所の整備に民間活力を活用する考えはありますか。誰もが安心して公共施設を利用できる分煙環境の整備が受動喫煙防止と喫煙者への配慮を両立させる取り組みだと考えます。スポーツ施設をはじめ、公共施設の改修等の機会を捉え、分煙環境整備を計画的に進めてほしいと考えますが、市の見解は。

答　どのような手法を用いて喫煙所を設置するか、今後の選択肢の１つになると考えますが、現時点でスポーツ施設への喫煙所設置は考えていません。市では、望まない受動喫煙を無くし、市民の健康増進を図るため、公共施設の敷地内は原則全面禁煙としてきた経緯があります。本年は、立川駅周辺の分煙環境確保のため、公衆喫煙所設置等助成制度を新設しました。現在のところは、市の公共施設では分煙環境の整備を計画的に進めていく考えはありません。

一般質問項目　①身近な公園の充実で誰もが暮らしやすい地域づくりについて　②将来の社会的・職業的自立を見据えた学校教育について　③喫煙所の整備について

多文化共生のために
在住外国人へ生活ルール周知を



冨田　いたる（日本保守党）

問　本市の多文化共生都市宣言にも書かれていますが、多文化共生に必要なのは相互理解です。郷に従ってくれる外国人の方とは共生が可能ですが、そのためにはまず日本のルールやマナーを学んでもらう必要があると考えます。外国人の方に対し、ごみ分別のルールや、夜間は静かにするといった生活上のルールはどのように伝えていますか。また、多言語対応について、パンフレットの翻訳やホームページの状況は十分足りているのか、市の認識を伺います。

答　生活ルールの周知については、転入時に外国人に向けたパンフレットやチラシによる周知等を行っています。また、市ホームページは多言語に対応しており、資源とごみの収集カレンダーのほか、一部の各種行政パンフレット等も多言語で作成しています。細かい生活上のルールまでは周知できておらず、日本語と同じ水準で情報が届いているとは言えない状況であり、窓口への通訳翻訳機の配置等、引き続き言葉の壁を取り除く取り組みを進めていきます。

一般質問項目　①若者の奨学金返済負担軽減と制度導入について　②在住外国人の増加と生活のルールの周知について

旧多摩川小学校の管理運営
撮影に係る収入と事業収支は



上林　たかや（たちかわ自由民主党 参政党）

問　旧多摩川小学校の管理運営には市の補助金が交付され、市有施設を活用した撮影等による収入も生じています。地方自治法第221条第２項に基づき、市は補助対象経費のほか、施設利用料、撮影利用に伴う収入、その他の事業収入及び経費をどこまで調査し、報告を求めているのでしょうか。併せて、市が把握している令和7年度の収入総額、撮影に係る施設利用料の収入、支出総額、収支差額、事業別経費の把握状況を伺います。

答　管理運営費補助金の実績報告として、事業報告書、事業収支決算書、施設利用者数・事業参加者数の資料と、月次事業報告書の提出を受けています。令和７年度は、収入総額が6,449万4,000円、うち撮影に係る施設利用料収入が4,431万5,000円、支出総額が6,449万4,000円で、事業全体の収支差額は0円です。人件費や施設管理費、水道光熱費等は複数事業に共通するため、撮影事業単独の経費や収支差額は算出していません。

一般質問項目　①市有資産及び地域資源の有効活用について　②民間活力を生かした町の魅力向上について　③新たな財源確保と地域経済の活性化について

増加する小中高生の自殺
対策を推進する協議会設置を



稲橋　ゆみ子（立憲ネット緑たちかわ）

問　令和６年の全国の小中高生の自殺者が過去最高となり、子どもに係る自殺対策推進の体制整備等を定める趣旨で、自殺対策基本法の一部が改正されました。自ら命を絶った小中高生の人数について、本市の状況をお示しください。立川市第２次いのちを支える自殺総合対策計画でも、子ども・若者の自殺対策の推進は重点施策とされており、新たな取り組みが必要と考えます。改正された自殺対策基本法に基づく協議会設置について、市の見解を伺います。

答　本市の統計上は、20歳未満の自殺者として一括りの推移で、令和３年は４人、令和４年は２人、令和５年は１人、令和６年は２人、令和７年は１人となっています。改正された自殺対策基本法に基づく協議会の設置については、今後、近隣自治体の状況等について情報収集を行いつつ、まずは現在設置している外部委員会の立川市いのち支える自殺総合対策連絡協議会や教育委員会等の意見を聞いていきたいと考えています。

一般質問項目　①子ども・若者の「いのち」を守るための新たな仕組みづくりについて　②超高齢社会で元気で暮らすために　③水や緑、景観の心地よさを市民が感じられるまちづくりを目指して!!

基幹業務システムの標準化
３割減のはずがなぜ1.8倍に



やた　一久（立川けやき会）

問　国は基幹業務システムの標準化で運用経費の３割削減を閣議決定までして示しましたが、本市では年間約３億円から約５億5,000万円へ、1.82倍に増える見通しです。国の補助は単年度的な措置で、市が計画を策定しなければ対象にもならず、３割削減のはずが、なぜ倍近くになったのかの説明もありません。これ以上市の財政負担が生じないよう国と都に強く要望するとともに、国に経緯の詳細な説明を求めるべきと考えますが、市長の見解を伺います。

答　国の施策に伴う継続的な財政負担の増大は見過ごせません。運用経費増加への対応はなされたものの、いまだ十分ではなく、３割削減に向けた明確なロードマップも示されていません。本市も1.8倍の経費がかかる上、国が始めた施策の計画を自治体職員につくらせること自体、筋が違うと考えます。看過できない問題であり、東京都市長会等の機会を捉え、他の首長と連携し、恒久的な財政措置を速やかに講じるよう国へ強く要請していきたいと考えます。

一般質問項目　①財政の見える化とその活用について　②行政DXの推進について

歩きたくなるまちづくり
市が掲げる具体的なビジョンは



いしとび　かおり（立川の未来）

問　立川駅周辺は商業施設等が集積し賑わいを見せていますが、今後は周辺の点同士を結び、面で繋いで回遊性を高める、歩きたくなる街づくりが必要です。立川市緑の基本計画においても、緑の拠点整備等の街づくりの方向性が示されていますが、市の具体的な歩きたくなる街づくりのビジョンをお示しください。また、多摩地域の13自治体も加盟している、国土交通省のウォーカブル推進都市へ本市も加盟すべきと考えますが、市の見解を伺います。

答　第５次長期総合計画では出かけたくなるまちづくりの推進を掲げ、都市計画マスタープランでは景観等にも配慮した快適で質の高い都市空間を形成し、出かけたくなるまちづくりを進めるとしています。今年度より取り組んでいる立川駅周辺の未来ビジョン（仮称）策定の過程においてウォーカブルに関する議論が行われ、官民共有の方向性が取りまとめられる想定です。ウォーカブル推進都市の応募については、その過程等を踏まえて検討していきます。

一般質問項目　①歩きたくなる街づくりについて　②酷暑対策　③野生動物への対応体制